

議案第 4 1 号

三田市オンブズパーソンの委嘱につき同意を求めることについて

三田市オンブズパーソンに次の者を委嘱したいので、三田市まちづくり基本条例（平成 2 4 年三田市条例第 3 5 号）第 4 2 条第 1 項及び三田市オンブズパーソン条例（平成 2 5 年三田市条例第 4 1 号）第 7 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

氏 名 曾 和 俊 文

住 所 兵庫県西宮市

氏 名 西 野 百合子

住 所 兵庫県宝塚市

平成 2 6 年 3 月 5 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

（提案理由）

平成 2 6 年 4 月 1 日から新たに設置する三田市オンブズパーソンを委嘱する必要があるため。

（参考）

三田市まちづくり基本条例

（オンブズパーソン）

第 4 2 条 市長は、市民の権利利益の擁護を図るとともに、公正かつ透明な行政運営に資するため、市議会の同意を得てオンブズパーソンを設置します。

2 市民は、市長等への意見等をオンブズパーソンに申し立てることができます。

3 オンブズパーソンの職務、意見等の申立て手続その他必要な事項は、三田市

オンブズパーソン条例（平成25年三田市条例第41号）で定めるところによります。

三田市オンブズパーソン条例

（組織等）

第7条 オンブズパーソンの定数は、2人とし、そのうち1人を代表オンブズパーソンとする。

2 オンブズパーソンは、人格が高潔で社会的信望が厚く、地方行政に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が議会の同意を得て委嘱する。

3 オンブズパーソンの任期は、3年とし、1期に限り再任されることができる。

4 オンブズパーソンは、それぞれ独立して職務を行う。ただし、相互に協力することを妨げない。